

(様式2)

事業計画書

18年1月27日

横浜市長

所在地	横浜市港北区鳥山町1735
申請者 法人名	財団法人 横浜市総合保健医療財団
代表者氏名	今井 三男

1 事業計画

(1) 事業運営状況

- ア 地域における協働・連携の実績(様式3)
- イ 利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理(様式4)
- ウ 個人情報管理に関する取り組み(様式5)

(2) 事業実施方針

- ア 横浜市の施策と生活支援センターとの関連性(様式6)
- イ 生活支援センターが地域で果たす役割と機能(様式7)
- ウ 「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針(様式8)

(3) 具体的事業実施方針(各業務の概要と取り組み方)(様式9)

(4) 施設運営に関する計画

- ア 開館時間及び休館日の設定(様式10)
- イ 職員の勤務体制と組織図(様式11)
- ウ 配置する職員の資格と業務分担及び研修計画(様式12)
- エ 収支予算書(様式13)

地域における協働・連携の実績

1 生活支援センターにおける地域連携の基本方針

(1) 神奈川県と同様の基本方針を大切にします。

横浜市の「横浜市精神障害者生活支援センター基本構想検討報告書」(平成7年)では、生活支援センターの地域連携について「保健所(現福祉保健センター)や医療機関、地域作業所、グループホーム等との緊密な連携のもと、精神障害者の地域社会における日常生活を支援する生活支援ネットワークの中核的施設」と述べています。当財団では神奈川県生活支援センターでの経験と実績を踏まえて、神奈川県と同様、次の5点を地域連携における具体的な基本方針として事業を実施します。一方で神奈川県にはない新しい取り組みを試みます。【9ページ(様式7)参照】

ア 日常的で具体的な連携

- 特別な連絡会や行事のときにだけ連携するのではなく、日常の精神障害者への具体的な支援の中で連携を図ります。

イ 顔の見える連携

- 施設・機関の機能面の連携だけではなく、職員同士の信頼関係を築くことに心がけます。

ウ 相互にメリットを共有できる連携

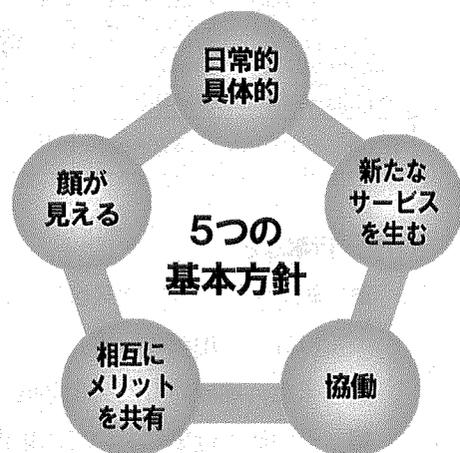
- 一部の施設・機関だけが過大な負担を担うことなく、連携によって生まれるメリットを地域で共有します。

エ 新たな支援サービスを生み出せる連携

- 連携によって、行政サービスでは対応できない「制度の隙間」を埋める地域サービスを生み出します。

オ 協働を前提とする連携

- それぞれの施設の機能や個性を發揮し、地域の事業を協働で展開します。



2 連携の実績

(1) 財団の実績……精神障害者支援施設・老人保健施設・診療所の運営、その他の自主事業

当財団の運営する「総合保健医療センター」は、市内唯一の総合的精神障害者支援施設として、日常的に地域と連携しながら事業を進めています。具体的には、

ア デイケアでは、地域の主治医を変えずに利用でき、幅広い利用を得ています。現在、発症間もない大学生を対象に「大学への復学・卒業支援プログラム」の実施を準備しています。他のデイケアでは実施しにくい対象者へも拡大していきます。

イ 生活訓練施設では、年間に10人以上の方が入院から地域単身生活に移っています。現在、精神病院を巡回し、入院患者に退院後の生活について直接病棟でお話する「病院巡業」をはじめています。

ウ ショートステイでは、利用者本位の「ニーズに即応」を原則に、100%の稼働を目指しています。

エ 授産施設では、早期の就労を可能にするため短期訓練を導入しました。また、授産科目を拡大します。

オ 就労支援センターでは、10月の開所以来、1日20件の相談、100人を超える登録者がいます。実習・就労先は、現在50か所ほどですが、今後、企業開拓に全力を挙げます。

※添付資料

横浜市総合保健医療センター精神障害者支援施設事業計画書【別添1】

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

地域における協働・連携の実績

(2) 神奈川区生活支援センター(平成18年4月より当財団が指定管理者として運営)の実績

(各表は連携例の抜粋)

ア 地域や関係機関との連絡会など

- 区内ボランティア団体や家族会などの定例会に参加しています。
- 地域作業所等の運営委員を相互になることで、一施設の課題を地域の課題として共有し、解決に向けて検討を重ねています。
- 区内精神保健福祉関連施設だけでなく、市内全域、神奈川県、東京都などの他地域の連絡会や、他障害者施設との連絡会にも積極的に参加しています。

事業内容	実施状況	協力・連携機関
神奈川区施設スタッフ連絡会	年4回	区福祉保健センター、区内作業所、区内医療機関、区内グループホーム、区内生活訓練施設
神奈川区障害者相談機関連絡会	年6回	区保健福祉センター、区内福祉活動ホーム、区内医療機関
作業所、グループホーム運営連絡会	各1～2か月に1回	区内作業所5か所、グループホーム2か所

イ 行事など

- 納涼会やクリスマス会などの行事を、地域と共同で実施してきたことで、現在は「センターの行事」ではなく「地域の行事」として実施されるに至っています。
- また、地域の町内会と共同で盆踊りなどの地域の行事を行っています。
- その他の行事においても積極的にボランティアを導入し、交流の機会を提供しています。

事業内容	実施状況	協力・連携機関
納涼会・クリスマス会	各年1回	区福祉保健センター、区内作業所、区内グループホーム、区内医療機関、ボランティア
反町第一町内会夏祭り・盆踊り	年2回	町内会青年部
バスハイク	年1回	区保健福祉センター、ボランティア

ウ 区役所等との連携によって実施している事業など

- ボランティア養成や、「再発予防講座」など、様々な講座を企画段階から、行政機関との共同で開催しています。
- 就労支援においても、福祉保健センターや授産施設との連携によって、支援を実施しています。

事業内容	実施状況	協力・連携機関
再発予防講座	年1回	こころの健康相談センター、区福祉保健センター、区内作業所、区内医療機関
就労支援ネットワーク事業	月1回	区医療機関、区外福祉保健センター、市内通所授産施設
精神保健ボランティア養成講座	年1回	区保健福祉センター、区社協、区内作業所、区内グループホーム、区医療機関、ボランティア団体、地域ケアプラザ

エ 生活支援センターの日常のサービス提供での連携

- 日常的なボランティア等の受け入れだけでなく、財団の専門職員と連携することで、より専門性の高いサービス提供を実現しています。

事業内容	実施状況	協力・連携機関
就労相談	月1回	当財団 地域精神保健部 通所授産施設職員
情報提供用ホームページ作成	月1回	市内 NPO 法人
訪問・同行	必要に応じて	ボランティア・区福祉保健センター・医療機関等
嘱託医相談	週1回	精神科医及び内科医による相談

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

利用者に対する事故対策、緊急時対策等の安全管理

1 安全管理の方針・組織責任体制**(1) 方針**

- ① 把握：事故の発生要因を見据えるために、インシデントレポート制を整備します。
- ② 評価：提出されたレポートを項目ごとに集計し量的分析を行うとともに、発生の原因、特性等の内容分析を行います。
- ③ 対応：情報の共有化を図り、更に再発防止対策を策定します。

(2) 組織責任体制

事故防止活動を推進するため、総合保健医療センター長を委員長とする「安全管理委員会」を設置します。また各部門に安全管理部会を設置します。

2 インシデントレポートの有効活用**(1) 活用内容**

- スタッフに安全に対する意識を高揚させることで、注意を喚起します。
- 他人のインシデントや事故をセンター内で共有することにより、同様の事故を未然に防止します。
- インシデント事故を分析することにより、効果的な対策を構築します。
- クレームに至っていない事故を早い段階で認識することで、積極的な対応を図ります。

(2) 運用体制

安全管理委員会を毎月開催し、提出されたレポートを分析後、安全管理マニュアルを更新（追録）します。

3 緊急時対策について

- 想定される事故に対して、整備されている安全管理マニュアルに基づき、日中や夜間を想定し、それぞれ事故の対応を行います。
- 緊急時の対応について、整備されているフローチャートに基づき対応します。

4 安全管理研修の内容・方法

- 消防・防災訓練の実施（年1回）
- 外部講師による研修（年1回）
- センター内医師による研修（年1回）

※添付資料

- 1 横浜市総合保健医療センター等における安全管理に関する指針【別添2】
- 2 横浜市総合保健医療財団安全管理要綱【別添3】
- 3 地域精神保健部門「安全管理運営マニュアル」【別添4】

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

個人情報管理に関する取り組み

1 個人情報管理の方針

平成17年4月に、個人情報の保護に関する法律が全面施行されたところですが、当財団においては、平成12年7月に「財団の保有する個人情報の保護に関する規程」が制定され、個人情報の適切な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、個人の権利・利益を保護するために、個人情報漏洩事故等防止マニュアルを作成し、また、職員に対して研修を実施しています。

2 個人情報管理の取り組み**(1) 個人情報漏洩事故等防止マニュアル**

- ア 個人情報とは、特定の個人を識別することができるもの
- イ 個人情報の保護はセンター全体の課題であり、自分には関係ない、自分には絶対に間違えないということとはあり得ません。個人情報を取り扱う場合は、複数人によるチェックなど、センター全体で取り組む必要があります。
- ウ 個人情報を保護するためには
 - ① どのような個人情報を扱っているか、個人情報の洗い出しを行います。
 - ② 個人情報の誤送付、紛失など漏洩のリスクをリストアップします。
 - ③ 誤送付、紛失など漏洩を未然に防ぐ仕組みを作ります。
- エ 取り扱う個人情報に応じたルールを職員全員参加で作ります。
- オ チェックシートを作成します。
- カ 業務マニュアルに事故防止策を含めます。
- キ 定期的に点検・改善を行います。
- ク 定期的に研修を行います。

(2) 個人情報が漏洩してしまったら

事故対応フローチャート及びチェックシートにより速やかに対応します。

- ① 内部、個人情報保護責任者へ報告
- ② 流失した情報の回収及び謝罪等
- ③ 情報の共有、再発防止策
- ④ 事実の公表及び再発防止策

(3) 平成17年度個人情報の保護に関する職員研修実績

財団の運営する施設職員を対象に、交代勤務者など職員全員が参加できるように6月21日～23日、6月30日、7月4日、7月11日の計6日間実施しました。

※添付資料

- 1 財団法人横浜市総合保健医療財団の保有する個人情報の保護に関する規程【別添5】
- 2 個人情報漏洩事故等防止マニュアル【別添6】

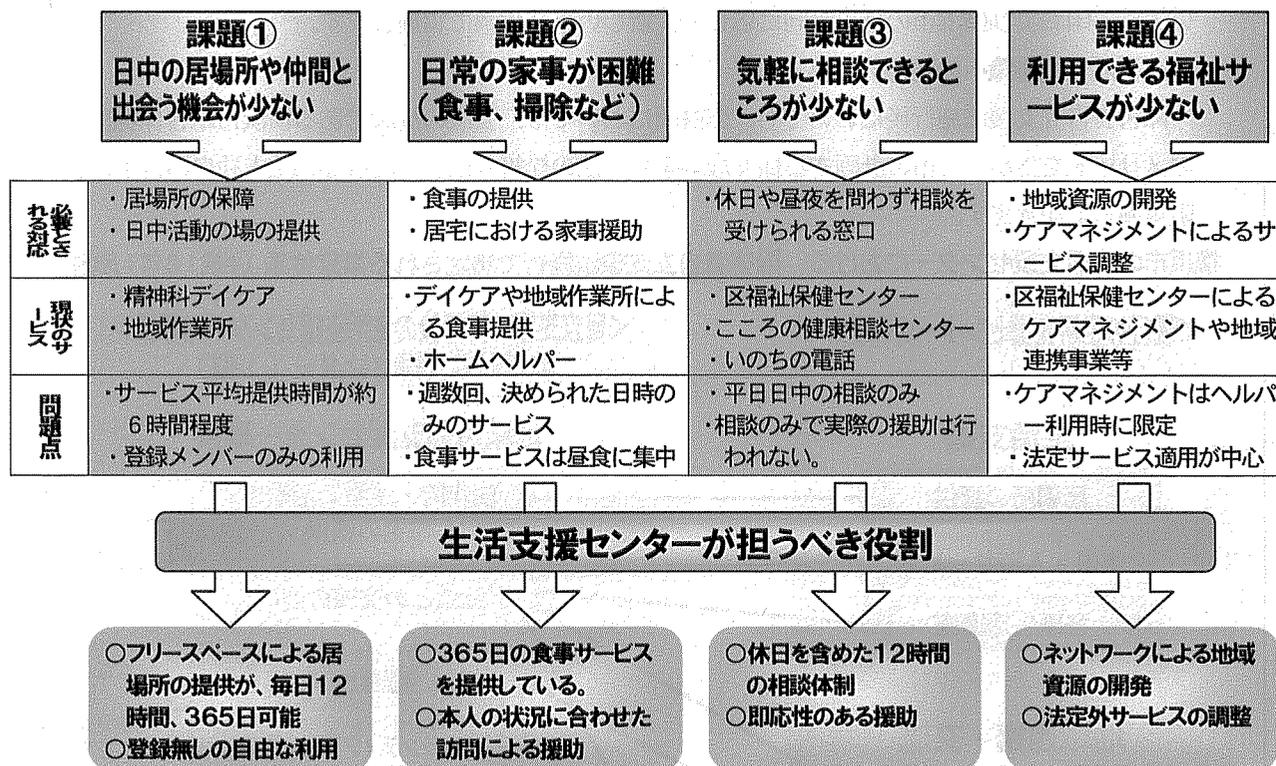


横浜市の施策と生活支援センターとの関連性

1 横浜市の精神障害者施策と課題

(1) 横浜市の精神障害者の課題と生活支援センターの役割

平成16年の横浜市障害者プランにも「特に、国の新障害者プランにおいても重点施策とされている精神障害者に対する施策については、他の障害者施策と比較しても一層のサービスの充実が求められている」と示されており、次の課題に対するサービスの充実が必要となっています。磯子区生活支援センターにおいても、神奈川区生活支援センターとともに充実の一翼を担っていくことをめざします。



(2) 求められる生活支援センターの機能と基本的な対応

精神障害者が病院や施設ではなく地域で安心して生活を送るために、横浜市の生活支援センターには次の3つが欠かすことのできない機能として実施が求められています。磯子区においても常にこの基本的な対応を大切にして、事業を実施いたします。

ア 生活の支援 (地域生活の維持)

地域生活を安心して継続できるように、いつでもサービスを提供できる体制整備を目指します。

イ 生活の相談 (地域生活における問題解決)

幅広い相談に応じ、地域の課題の把握に努め、ケアマネジメントの機能を最大限に発揮します。

ウ 地域連携・地域交流 (地域ネットワーク構築)

単なる施設・機関間の連携や交流にとどまらず、新たな支援サービスを生み出し、協働していくことを目指します。また、ボランティアの育成や啓発活動も積極的に行います。

→ これらは基本的な機能であり、加えて地域の特性に応じた機能を充実させることが重要です。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

横浜市の施策と生活支援センターとの関連性

2 障害者自立支援法への対応

(1) 生活支援センター施設体系の移行

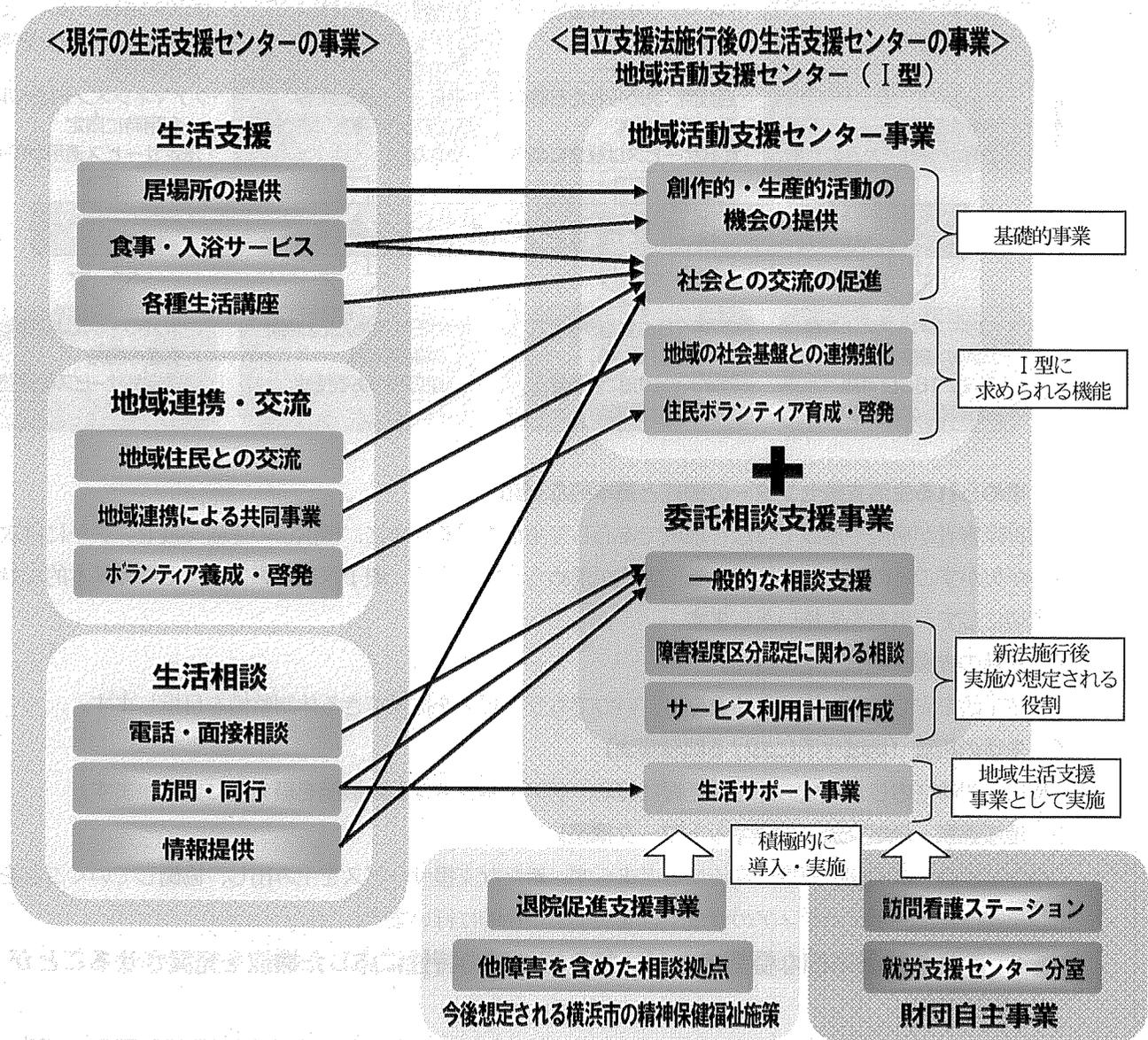
平成17年12月26日の厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料では、障害者自立支援法の施行による精神障害者地域生活支援センターの施設体系の移行は、経過措置を置かずに、本年10月1日での新体系への移行が予定されています。

磯子区生活支援センターの運営においても、開設準備期間を含めて、利用者の皆様に混乱を生じることの無いよう、国および横浜市の施策動向に応じて、新しい事業体系で実施します。

(2) 横浜市の施策への積極的な協力

障害者自立支援法施行後においても、当財団においては、公設の施設である横浜市総合保健医療センターのメリットを生かし、市の計画する様々な事業や、法の枠組みにとらわれない法人独自の自主事業を、最大限実施してゆきます。

横浜市の生活支援センターにおける、障害者自立支援法施行で想定される事業体系（平成18年1月現在）



法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

生活支援センターが地域に果たす役割と機能

1 地域の特性から考えられる磯子区生活支援センターの役割

社会資源の一層の充実が必要な磯子区の実情を踏まえ、生活支援センターを核に、近隣区を含めた地域の協働で、精神障害者が安心して生活できるサービスを提供します。

(1) 磯子区を中心とした地域（中区・南区・金沢区）の状況

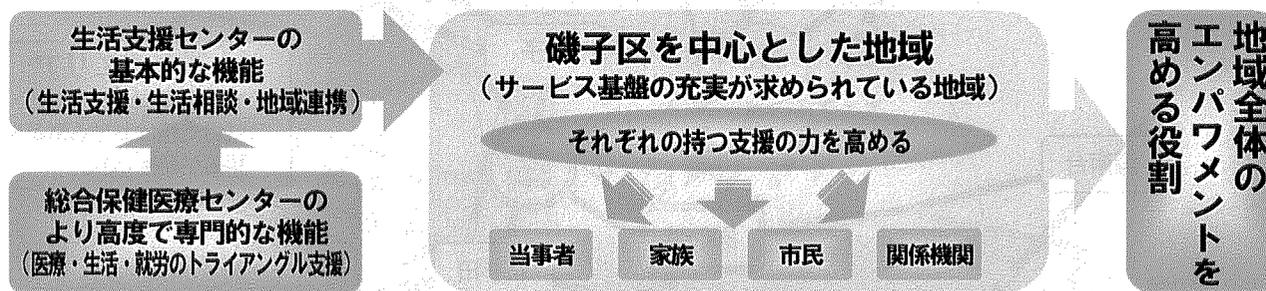
	人口	精神障害者把握数	手帳所持者	ヘルパー利用者
磯子区	16.3万人	2,515人	576人	19人
中区	13.9万人	2,773人	691人	29人
南区	19.7万人	3,955人	880人	32人
金沢区	20.8万人	2,230人	454人	16人

(2) 磯子区内の精神保健福祉関係機関の機能と果たすべき役割

	設置数	運営主体	機能と状況
地域作業所	3か所	市民団体A	区内最初の作業所。お菓子作り・販売を中心とした作業中心の活動をしている。
		市民団体A	作業内容は比較的軽度のもので、全体的にやや年齢層が高い。
		ボランティア団体	若年層が多くデイケア的な活動プログラムを展開。金沢区内との作業所との連携事業にも取り組んでおり、安定した運営状況となっている。
グループホーム	2か所	市民団体B	マンションタイプのグループホーム。磯子区生活支援センターからも、連携しやすい立地となっている
		市民団体C	磯子区生活支援センターのごく近隣にあり、建物上層階はアパートとなっており、数名の精神障害者の居住している
精神科診療所	5か所		いずれもデイケア実施機関なし、PSW配置なし。
精神病院	なし		南区・港南区・金沢区の病院への通院者が多い。
社会復帰施設	なし		生活保護更生施設は1か所あり。
ヘルパー事業所	なし		過去に1事業所が事業展開していたが、撤退している。

- 地域作業所とグループホームはあるが、精神科デイケアが無い。
- 精神病院、社会復帰施設、ヘルパー事業所が無く、近隣区のサービスに依存せざるを得ない。

このような地域の特性から、近隣区を含めた地域の社会資源の連携によって、精神障害者が必要な支援サービスを利用できる生活しやすい地域となるように、地域全体の支援を高める役割が求められています。



2 地域の身近な生活支援・生活相談の場の役割

(1) ケアマネジメント機能の発揮

横浜市の生活支援センターは、その開館日と開館時間の長さ、幅広い事業内容から、休日や17時以降のサービス過疎の時間帯にも、唯一でもっとも身近な支援施設の役割を果たしています。生活支援センターは利用者に地域の精神保健福祉サービスを効率的に提供するための、ケアマネジメント機能を最大限発揮できる施設であり、磯子区生活支援センターも、その役割を積極的に担っていきます。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

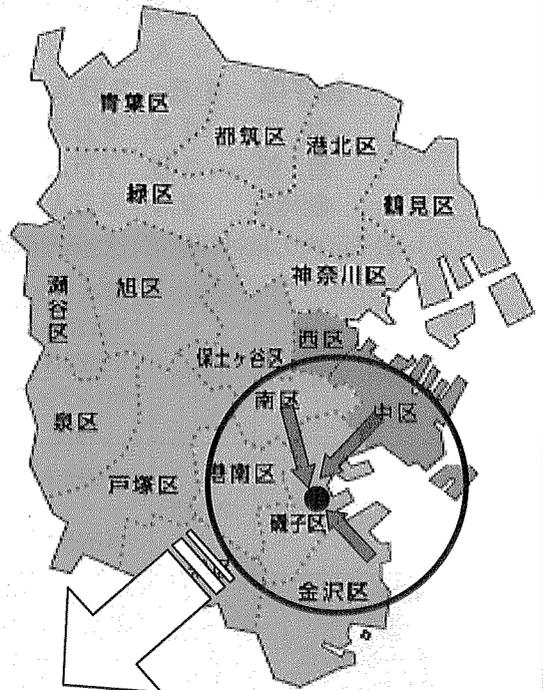
生活支援センターが地域に果たす役割と機能

2 施設の立地条件と想定される利用者

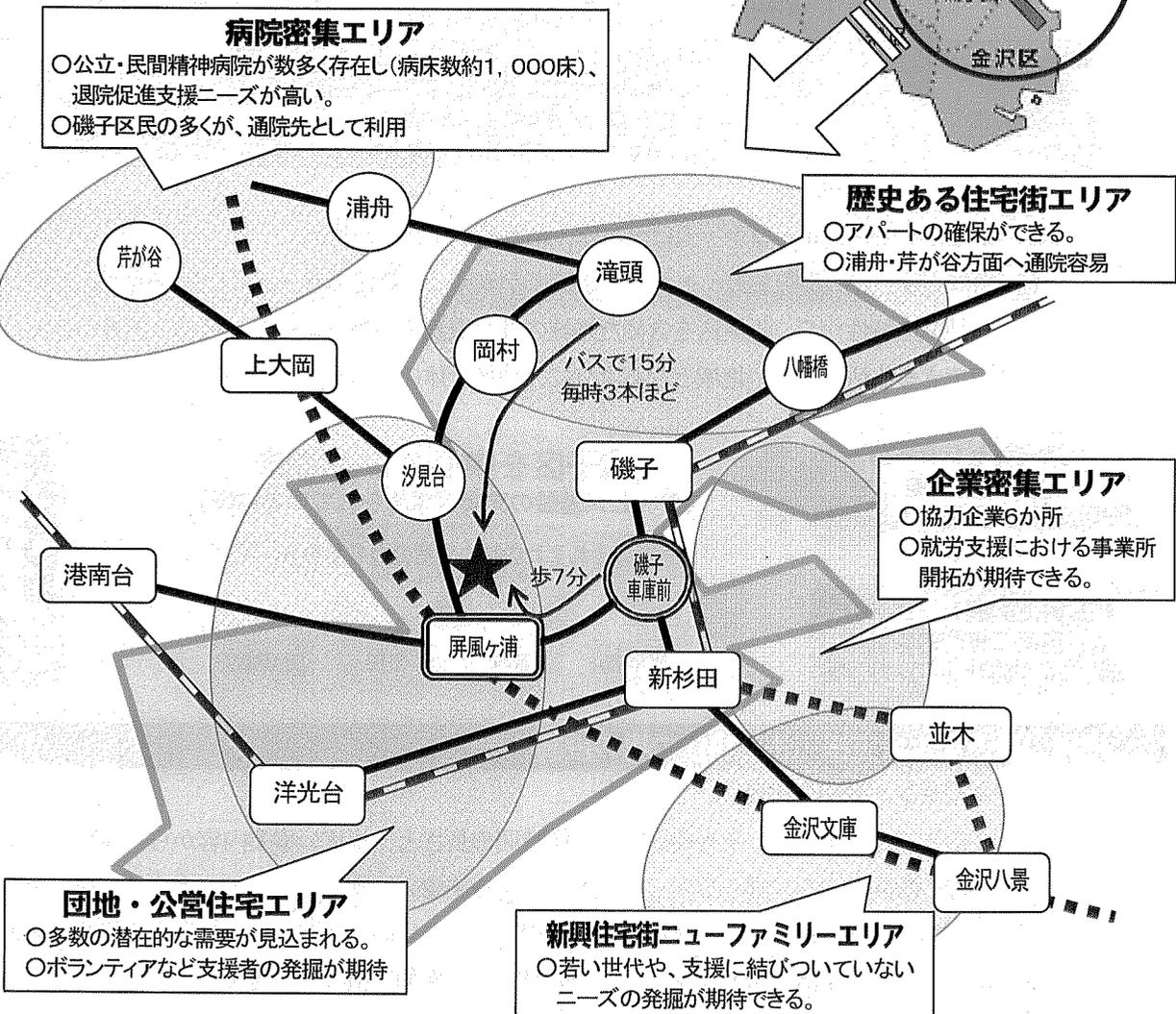
(1) 交通の利便

地元磯子区はもちろん、中区・南区・金沢区などの、市南東部を広域的に捉えた事業展開をします。

- 京急線屏風ヶ浦駅徒歩2分という好立地
- 磯子駅、新杉田駅を経由したバス路線が充実
- 徒歩7分（バス3分）程度の「磯子車庫前」バス停は、国道16号線を中心としたバス路線が集中している交通の要であり、南区・中区・金沢区からの来館が期待できる。
- 利用範囲の広さと、それぞれの地域特性の相違から幅広い年齢層と多様な課題への対応が生活支援センターに求められると考えられます。



(2) 地域エリアの特性と支援



法人名

財団法人 横浜市総合保健医療財団

生活支援センターが地域に果たす役割と機能

3 磯子区生活支援センターで新たに取り組むことー神奈川区を「バージョンアップ」する

磯子区の地域特性とセンターの果たすべき役割を踏まえ、磯子区生活支援センターは、神奈川区の機能をさらに充実させ、新しい事業に積極的に挑戦していきます。

磯子区生活支援センターは、当財団が横浜市の南東部方面で運営する初の施設であり、地理的要因からも神奈川区以上に、新横浜にある「総合保健医療センター」との密接な関係を保ち、その機能を十二分に活用できる拠点として、財団の精神障害者支援の理念である「**地域の中で、自分の生活スタイルを自分で決めていける暮らしを支援**」することを具現化します。具体的事業としては、

(1) 地域の支援者の交流会や研修を積極的に実施し協働の核となります

地域の作業所、地域活動ホーム、ホームヘルパーなど、**制度や障害の違いを超えて、連絡会や研修会を実施**します。これによって支援者の協働体制の強化を実現し、磯子区のサービス基盤の強化を図ります。また、地域の障害理解をすすめるために、積極的な啓発活動をおこないます

(2) 家族会と連携して家族による相談を実施します。また、地域交流スペースを設置します

区家族会の意向を伺いながら、**家族による相談事業の実施を検討**します。また、地域交流スペースを設置して、家族会やボランティア団体、当事者のグループなどの活動拠点として、テーブルやロッカーなどを設け、**地域の支援者がいつでも利用できる場**としていきます。

(3) アルバイト職員として精神障害の「当事者」を雇用します

アルバイト職員の一部に**当事者を雇用**し、「ピア相談」「『施設の顔』としての窓口業務」を担います。また、合築施設と協議しながら、施設の清掃・管理業務、作業などに当事者の雇用や訓練の場として活用できるようにするなど、精神障害者雇用の場の拡大を図ります。

(4) 生活支援センターを拠点に訪問看護を実施します

18年度、総合保健医療センターに設置する「**訪問看護ステーション**」の拠点的功能を持たせ、主治医や地域のヘルパーなどと連携して、医療面からのサポートを行います。

【12ページ(様式9-1①参照)】

(5) すでに始めている病院との連携を生かして退院促進を支援します

芹香病院など近隣の病院と、地域のグループホームなどとの連携で、総合保健医療センター生活訓練施設を有効に利用し**社会的入院患者の退院促進・地域生活の継続を体系的に進めます**。あわせて、グループホームとの連携で、**グループホームからの単身生活への移行を支援する事業**を広めていきます。

(6) 就労支援センターの分室機能を設置します

平成17年10月にオープンした「横浜市精神障害者就労支援センター」はすでに100人以上の登録者がいますが、**センターの分室機能**を自主事業として生活支援センターが担います。相談はもちろん、金沢区の**シーサイドライン沿いには協力事業所が6か所**あり、市内南部の事業所は約20か所あります。これらへのジョブコーチの派遣とともに、金沢工業団地付近で新たな企業開拓を行います。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について

1 サービス向上に向けて、私たちが目指すべきこと

当財団の精神障害者支援の理念である、「**地域の中で、自分の生活スタイルを自分で決めていける暮らしを支援**」を基本とした、**事業展開の方針**

- ①「誰もが気軽に利用ができ、利用して良かったと思える生活支援センター」
- ②「事業の検証と自己評価を怠らず、更なるサービス内容の向上を目指す」

(1) 常に利用者の立場に立った支援を迅速に行います。

利用者は単にサービスを享受する対象者ではなく、生活支援センターのサービス向上に参加している支援者にとらえ、常に利用者の意見を取り入れます。また、当事者による相談を実施し、利用者の立場に立った、きめ細やかな支援を行います。そして、必要なときに必要なサービスが提供できるよう努めます。

- 月1回の利用者とのミーティングを開催し、利用者の意向を大切にします。
- 意見箱を設置し、ご意見については1週間以内に回答をし、積極的に施設運営に取り入れます。
- 利用者に対して笑顔と挨拶、そして日常的な声かけを実施するなど、良好な接遇態度と利用者とのふれあいを基本にして、深い信頼関係を築きます。
- 運営委員会など施設運営方針決定の場に利用者に参加していただき、協働して運営を行います。
- 市精連精神保健福祉研究所との連携で利用者満足度調査を作成、年1回の実施により、満足度80%以上を維持します。

(2) 最新かつ最高のサービスの提供を目指し、人材育成・資質向上に努めます。

サービスの質は「支援する人材」に負うことが大であるとの基本的認識のもと、生活支援センター職員は常に精神障害者の置かれている現状に問題意識を持ち、資質の向上に努めます。

- 毎日の職員のミーティングや月1回の職員全体の会議を活用して、個別の具体的な支援内容についての検討と支援に必要な情報の共有化を図ります。
- 制度や援助技術に関する研修に積極的に職員を派遣するだけでなく、職場内研修や研究会も定期的で開催します。
- 職員全員が精神保健福祉士、社会福祉士等の業務に関連する資格を全ての職員が有する状況を指定管理期間内に実現します。

(3) 個人情報の保護とリスクマネジメントの徹底により利用者に信頼と安心を提供します。

利用者への生活支援を継続するため、利用者との信頼関係がなにより大切だと考えます。そのため、個人情報保護と支援の際のインフォームドコンセントを徹底し、加えて施設内の安全対策に努めます。

【3・4ページ(様式4・5)参照】

(4) 「横浜市総合保健医療センター」と連携し、自主事業に前向きに取り組みます。

当財団が運営している横浜市総合保健医療センターとの連携を生かし、より高度で専門的なサービスを行います。また、自主事業を積極的に行い、行政にはできないきめ細かなサービスを提供します。

- 生活支援センターを拠点に訪問看護を派遣します。
- 就労支援センター分室を設置します。
- 生活訓練施設と連携し、円滑なショートステイ利用と入院から地域生活への移行を支援します。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

「指定管理者制度」の趣旨を踏まえた事業展開の方針について

2 指定管理料の効率的な執行について

指定管理料は市民から託された大切な資金であるとの自覚をもって、サービス向上のために有効に活用するとともに、すべての“無駄”を点検して業務の効率化を図ります。

(1) IT化による経費削減の徹底を行います。

利用実績集計などの事務は、他の生活支援センターに先駆けてパソコンを導入してきましたが、今後は、電子メールによる機関紙の配信など電子的方法による広報を行い、経費の削減に努めます。

(2) 事務経費の削減に努めます。

すでに他施設に比較して、相当に節減に努めていますが、事務経費の点検基準を平成 18 年度前半に作成し、一層の点検に努め、事務経費の削減に努力します。

(3) 管理費の削減に努めます。

現在、神奈川区では清掃業務は区内の地域作業所に委託しており、就労の場の提供を行っていますが、磯子区でも同様の方法が取れるか検討します。その他の管理費についても、合築の地域ケアプラザと協力して、一層の抑制に努めていきます。

(4) 事業の優先順位をつけて経費削減を行います。

事業点検の行う基準を平成 18 年度中に作成し、評価をすることによって、事業のスクラップアンドビルドを行い、いたずらに事業の肥大を招くことなく、より時代に応じた事業を展開できるよう努めます。

(5) 職員の人件費は、今年度定期昇給を行わず、財団全体で削減に努めます。

財団職員の人件費については、平成 18 年度は定期昇給を行わず、抑制に努めてまいります。今後も公務員給与の動向や法人財政の状況など、周囲の環境に十分配慮し、給与体系の見直しを外部の経営専門家も入れて検討していきます。



具体的事業実施方針（各業務の概要と取り組み方）

<① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施>

1 いつでも利用できる居場所を保障します

(1) 日中の居場所が確保されていない精神障害者の実情

- 自宅・自室にてただ無為に日が暮れるのを待っていたり、日中外出しないと近隣住民の不信につながることを恐れて外出できても、目的地もなく公共交通機関などに乗り続けていたり、図書館などの公共機関で時を過ごしています。→その日1日をいかにやり過ごすかだけの生活
- 外出しないことで、家庭内で注意や非難を受け、口論を繰り返しています。
→接触時間が多いことで、本人・家族共に息が詰まるような状況を生み出しています。

健康な人間でも、何も予定のない日、誰とも会う約束もない日、身内と言いつ争う日がこの先一生継続かかと考えると大きな絶望感に襲われます。ましてや精神障害者本人にとっては、より大きなストレスとなっており、そのストレスから病状の再燃・再発につながっています。

→精神障害者の再発予防の観点からも、日中のやすらぎの場の保障は重要課題といえます。

(2) 精神障害者にとって身近で気軽な居場所があることのメリット

- 毎日の出かける予定ができ、目的ある外出が実現できます。
- 同じ障害を抱える仲間が気兼ねなく病気や障害について発言でき、お互いの支えあいが期待できます。
- 家庭から離れることで、本人・家族共にストレスから逃れられます。
- 常に専門職員がいるため、すぐに相談ができます。

(3) 具体的な取り組み

- 利用者が自由に気軽にセンター内で過ごせるように館内施設を提供します。
- 季節感を高める館内の環境整備を行います。
- 指定管理期間中に神奈川県生活支援センターと同等の、平均50人以上の利用を目指します。
- 館内で過ごす利用者からの生活場面面接に積極的に応じます。

2 生活支援センターを拠点に訪問看護を派遣します

ホームヘルパー充実の次は、訪問看護の充実が必要です。

横浜市では、14年度から精神障害者ホームヘルプ事業が開始され、現在、約500人に提供されており、今後も需要の拡大が見込まれます。

しかし、現場ヘルパーからは「病気の悪化にどう対応してよいか分からない」「服薬管理がうまく出来ない人への対応は」「医師に連絡したいが、どうしていいか分からない」といった医療面の問題が提起されています。結果として、症状が不安定で服薬管理が十分でない方には、ヘルパーも派遣しきれない状況となります。精神障害者への援助は医療との連携が不可欠であり、**地域生活継続のためにはヘルパーと訪問看護の連携が必要です。**そこで、18年度、総合保健医療センターに設置する「訪問看護ステーション」の拠点的機能を持たせ、主治医や地域のヘルパーなどと連携して、医療面からのサポートを行います。

＜① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施＞

3 すでに始めている病院との連携を生かして退院促進を支援します

(1) 社会的入院患者の状況

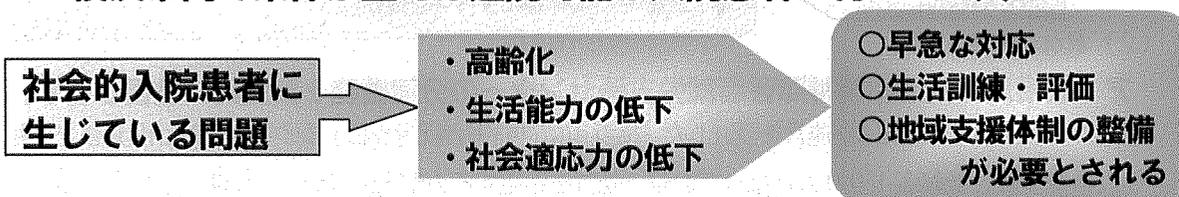
■病院や施設から地域生活に生活基盤を移す、いわゆる「退院促進」は重要な課題となっています。

■平成15年 厚生労働省「新障害者プラン」

「今後10年間に72,000人の社会的入院患者の退院、社会復帰を図る」

■横浜市内精神科病床数 約5,000床 10年以上の入院患者 約2,000人

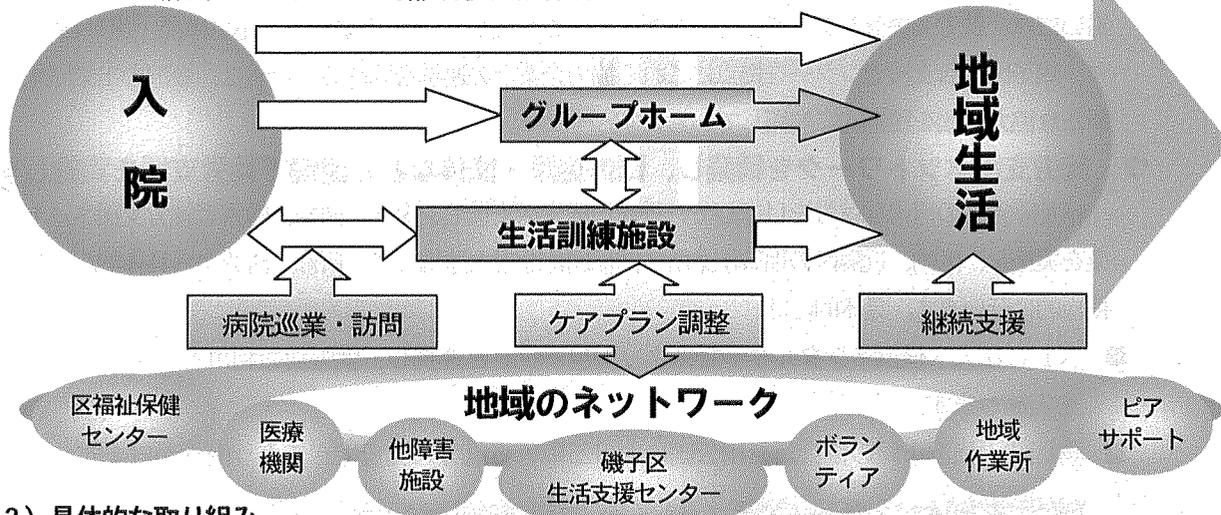
→横浜市内で条件が整えば退院可能な入院患者 約920人



(2) 「退院促進」における磯子区生活支援センターの役割

社会的入院を見過ごすことは、精神障害者の人権上も大きな課題を抱えています。総合保健医療センターの生活訓練施設では入院中から当事者と関わりを持ち、アパートなどの設定を行っていきます。これと連携して生活支援センターでは、地域のネットワークを生かし、生活支援センターが提供する各種サービスを活用することで、地域生活を継続的に支援します。

想定される磯子区における「地域移行」支援体制



(3) 具体的な取り組み

- 総合保健医療センターではすでに、芹香病院と連携して、職員手作りの紙芝居やビデオを持参し、入院中の患者さんに病棟内で直接語りかけることにより、退院後のイメージづくりをしていただく、「病院巡業」事業を行っていますが、生活支援センターの持つネットワークを活用して、今後も他の病院などに拡大していきます。
- 退院された方を、本人の希望も伺いながら、生活支援センター利用圏に居所を設定し、継続支援していきます。当生活支援センターの周辺は、比較的住居の得やすい場所であり地の利を活用します。
- 単身生活者を中心に、ヘルパー利用の調整を行うとともに、総合保健医療センターの訪問看護師を派遣して医療面からの支援も行います。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

<① 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための事業の実施>

4 就労支援センターの分室機能を設置します

(1) 精神障害者就労における課題

就労は精神障害者の生活支援にとって重要な要素の一つですが、就労を実現している精神障害者は決して多くはありません。これらは「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障害者雇用率などの制度的な遅れだけでなく、現状において精神障害者就労における課題が多く存在していることが要因です。

精神障害者就労に関する課題

- 就職しても長く続かない
- 働く場所が少ない、職場の情報や活用できる制度などについて知る機会がない
- 職場内で精神障害に対する理解が低い

(2) 具体的な取り組み

ア 新横浜の横浜市精神障害者就労支援センターの分室機能を自主的に設置します。

17年10月、当財団が運営を受託した『横浜市精神障害者就労支援センター』では、12月までの相談件数、500件、登録者100人となっており、就労を希望する方が大変多いことが明らかになっています。就労支援センターは新横浜の総合保健医療センターにあるため、利用者の利便と効果的な援助の両立するため、当財団の自主的対応として市南部の磯子区生活支援センターを活用し、「就労支援センター分室」を開設します。ここでは、相談から訓練の調整、事業所との連絡など新横浜のセンターと同様の事業を実施します。

イ 生活支援センターを拠点にジョブコーチを派遣します。

シーサイドライン沿いには当財団の実習協力企業が6か所あります。

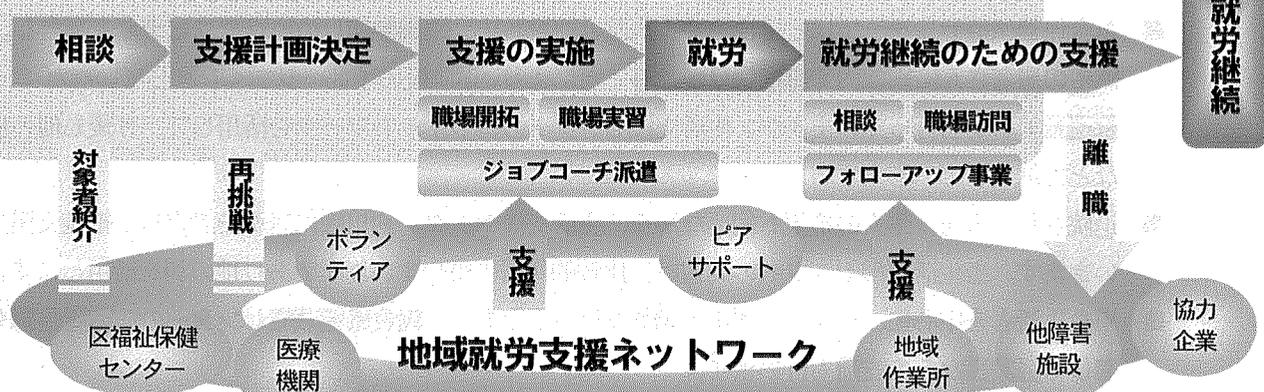
就労支援センターの重要な機能の一つであるジョブコーチの派遣を実施します。近隣のシーサイドライン沿いには、就労支援センターで協力いただいている企業が6か所(食品加工・電気部品・廃棄物処理など)あり、磯子区生活支援センターを拠点にこれら協力企業との連携を強めるとともに、金沢の工業団地を中心に新たな協力企業を積極的に開拓していきます。

ウ 就労支援ネットワークを構築し、関係施設・団体などと協働で就労支援を実施します。

精神障害者の円滑な就労を目指して、神奈川区生活支援センターと同様、障害者就労支援ネットワーク事業を実施し、区内、近隣区の地域作業所や関係団体などと連携して、研修・研究から具体的な事業実施まで積極的に行います。具体的には、

- NPO法人「横浜メンタルサービスネットワーク」と連携し、就労前の利用者を対象とした就労講座を実施します。
- 財団法人横浜市緑の協会新杉田公園における障害者就労を実現できるよう働きかけます。

就労支援センター分室（磯子区生活支援センター）



法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

＜② 精神障害者に対する入浴、食事その他のサービスの提供＞

1 入浴サービス

(1) 想定される入浴サービスのニーズ

- 屏風ヶ浦地域は風呂なしアパートも多く存在しており、周辺に居住している精神障害者のサービス利用が見込まれます。
- 磯子区生活支援センターの設備は浴室が2室（神奈川区は4室）

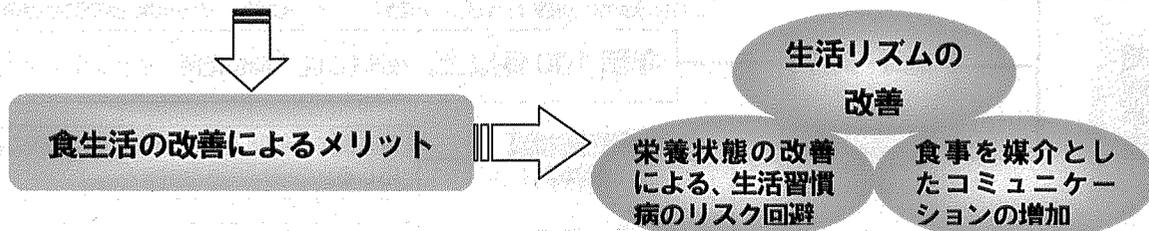
(2) 具体的な取り組み

- 神奈川区生活支援センターでのノウハウを活かし、入浴サービスを実施します。
- 1日平均5.0名の利用を目標とします。（神奈川区生活支援センターH16年度平均約10.5名）

2 夕食サービス

(1) 精神障害者と食事の重要性

- 1日3食を摂っていない。メニューもインスタント食品、コンビニ弁当などに偏りがちである。
- 美味しさや食事の時間を楽しむという感覚が少なく、お腹を満たすことが目的になっている。



(2) 食事サービスへのニーズについて（平成17年「磯子区精神保健ニーズ調査」ヒアリング結果より）

- グループホーム入居者からも食事サービスへの期待が出されている。
- 夕食だけでなく昼食サービス実施の希望が出されている。
- 自分で作れないとき、所属施設での食事が無いときなどの食事サービス利用が期待されている。

(3) 具体的な取り組み

毎日の夕食サービスを実施するだけでなく、より充実した食生活を目指します。

- 一日平均20食を当面の目標とします。
- 料金は400円を基本に、メニューや行事に応じて300円から500円の範囲で設定します。
- 栄養や健康に配慮し、サービスの質を確保するため、財団内の栄養士の協力を得たり、満足度アンケート調査を実施します。
- 昼食については、現在の人員配置では困難な現状ですが、神奈川区と同様、近隣の作業所等との連携をもとに、喫茶・軽食コーナー等の実現に向けて準備を進めます。そのためにも食事サービスに積極的にボランティアを受け入れます。

3 洗濯サービス

(1) より利用しやすい洗濯サービスを実施します。

- 既存の生活支援センターにおける洗濯サービスの実績は、一日平均1.0人に満たない状況です。磯子区生活支援センターでは、特にアパート単身生活支援の一環として、広く利用を呼びかけ利用者数の向上を図ります。
- 洗剤や着替えなど必要な物品を実費または無料で提供・貸し出し、利用しやすい体制を整えます。

法人名



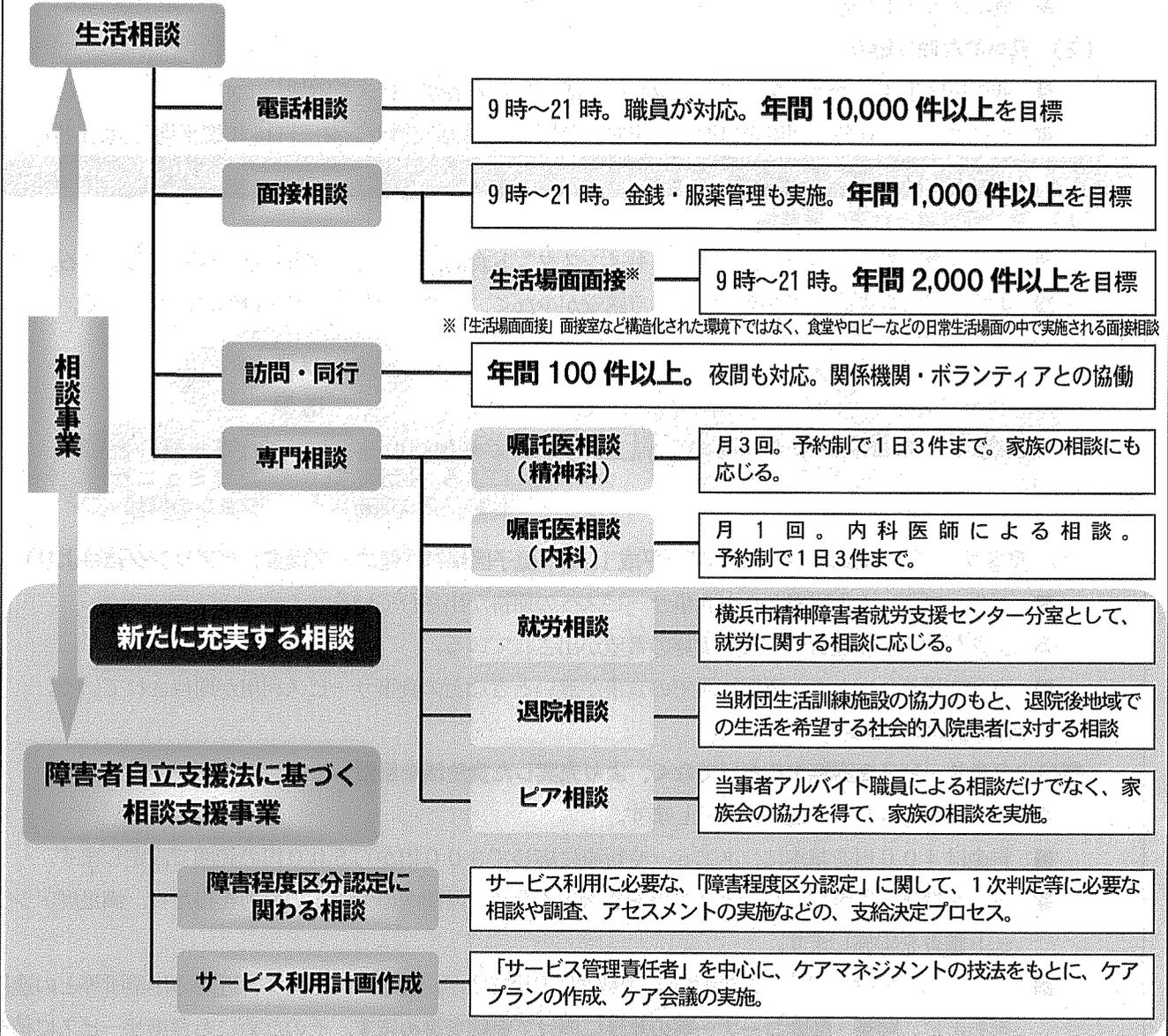
財団法人 横浜市総合保健医療財団

<③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供>

1 生活支援センターにおける各種相談について

(1) 磯子区生活支援センターにおける相談事業体系

本年4月からの障害者自立支援法の導入を踏まえて、より充実した相談体制を実現します。



- 総合保健医療センターとの連携によって、専門相談を一層充実します。
- 相談支援事業者としてケアマネジメント機能を活かした、相談支援事業に積極的に取り組みます。
- 障害者自立支援法をふまえて、合築で事業を実施している地域ケアプラザや、区内の法人型地域活動ホームとの連絡会（障害者自立支援法施行後は「地域自立支援協議会」）を実施し、幅広い障害者の持つ課題に対応と協力を行います。

法人名



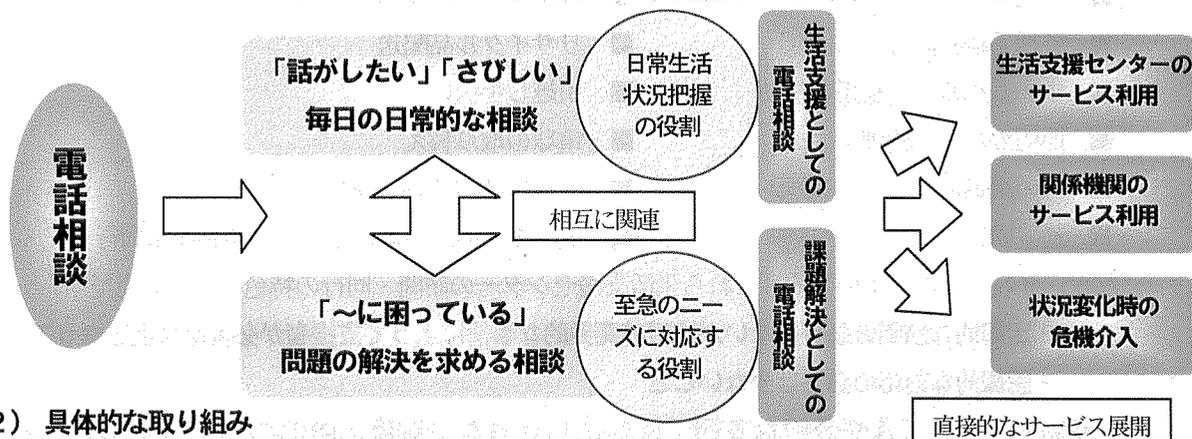
財団法人 横浜市総合保健医療財団

<③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供>

2 電話相談

(1) 電話相談の役割

生活支援センターにおける電話相談は、緊急の相談はもちろん「話をしたい」「一人でさびしい」といった日常的な相談も、生活支援を行ううえで重要な状況把握と考え、大切にしております。



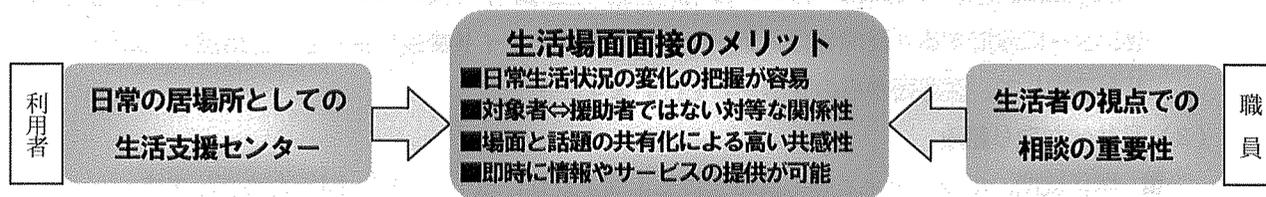
(2) 具体的な取り組み

- 開館時間である9時から21時の電話相談を実施します。
- 年間10,000件以上の電話相談を実施します。

3 面接相談

(1) 面接相談の状況

磯子区生活支援センターは、通常の面接はもちろん生活場面での面接も重要な相談手法として位置づけ、今後も積極的に相談に応じてまいります。



(2) 具体的な取り組み

- 通常の面接相談と生活場面面接（非構造面接）を合わせて年間3,000件以上行います。
- 必要な利用者に対し、預かり金を含めた金銭管理と服薬チェックを実施します。

4 専門相談を専門的な情報提供の場として位置づけます

(1) 神奈川区生活支援センターにおける専門相談の実績

- 嘱託医相談（精神科・内科）…月4回。家族の相談にも応じている。年間35名が採用
- 就労相談…月1回。横浜市就労支援センター職員が担当。年間10名が採用。

(2) 具体的な取り組み

- 横浜市総合保健医療センターの医師による嘱託医相談（内科・精神科）を行います。
- 横浜市精神障害者就労支援センター分室機能を設置し、就労相談を行います。
- 当財団生活訓練施設の協力のもと、退院後地域での生活を希望する社会的入院患者に対する相談を行います。
- 当事者職員や家族によるピア相談を行います。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

＜③ 精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供＞

5 訪問・同行

(1) 訪問・同行相談の重要性

当財団が運営する、神奈川区生活支援センターでの訪問・同行相談の実績では、その支援内容は、

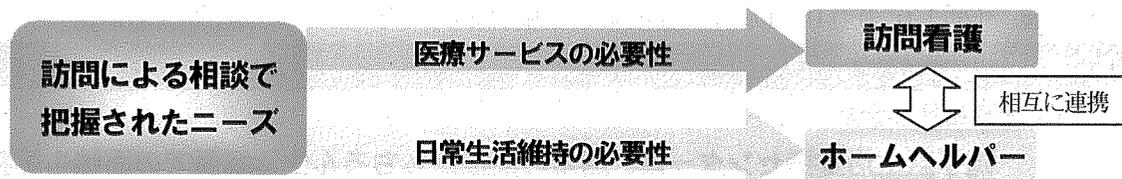
- 自室の清掃
- 食事づくりの援助
- 各種手続き同行
- リサイクル品配送
- ホームヘルパー利用の援助
- 引越し手伝い
- 照明カバーの修理
- 電球の取り替え
- 蜂の巣退治
- 生活保護担当者訪問時の立会い
- 通院同行
- 退院準備のための自宅準備、不動産屋同行

など、多岐にわたっています。これら生活支援センターの訪問・同行の特色は次の2点です。

- ・ 定期的な訪問の必要はないが比較的突発的な事情によって支援者が必要な状況となっていること
- ・ 医療的な対応の必要は少ないこと

→既存のサービスや公的な支援では対応しきれない制度の隙間のニーズに対応しています

(2) ホームヘルプ、訪問看護との連携



地域生活継続のためにはヘルパーと訪問看護の連携が不可欠です。そこで、18年度、総合保健医療センターに設置する「訪問看護ステーション」のサテライト機能を持たせ、主治医や地域のヘルパーなどと連携して、医療面からのサポートを行います。

(3) 具体的な取り組み

- 関係機関、ボランティア等の協力を得て年間100件以上の訪問・同行をめざします。
- 必要な利用者に対しては、定期的な訪問活動を行います。
- 日常的な訪問活動によって、必要が生じたケースについては、迅速かつ適切にホームヘルプや訪問看護による支援を行います。

6 障害者自立支援法をふまえた相談支援事業に積極的に取り組みます

(1) 法改正に対する、磯子区生活支援センターの方針

- 障害者自立支援法施行後は、磯子区生活支援センターも新体系での事業運営を求められるものと予想されます。委託相談支援事業者として、市民の信頼を得られるよう、利用者にとって有効かつ適切な相談事業の実施に取り組みたいと考えます。

(2) 具体的な取り組み

- 委託相談支援事業者としてケアマネジメント機能を活かした、相談支援事業に積極的に取り組みます。
- 障害区分認定に関わる支給決定プロセスや個別のサービス利用計画作成などについて、サービス管理責任者を中心として、相談を実施します。
- これらの事業実施に必要な研修等に積極的に職員を派遣します。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

＜④ 地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援＞

1 施設運営について利用者との協働を推進します

(1) 当事者職員を雇用し、当事者による相談、窓口対応を実現します。

- 現状人件費における調理パート、アルバイト職員枠を活用し、当事者職員を雇用します。調理や訪問等で職員体制の手薄となる午後3時以降の窓口対応やピア相談の事業に、当事者の力を発揮していただきます。

(2) 施設運営や普及啓発活動について利用者との協働を推進します。

- 精神障害についてより一層市民の理解が深まるように、市内各所で開催される普及啓発の講座に利用者と共に参加します。
- 磯子区内の地域作業所等に館内の日常清掃を委託し、地域の精神障害者に社会参加の場を提供します。
- 見学者の案内などを利用者と共にを行います。

(3) 運営連絡会の委員に利用者代表を選出します。

- 利用者の意向を反映することを目的として、年2回開催予定の運営連絡会に利用者の代表を選出、委員として参加していただきます。

2 自主的な活動を希望する利用者の気持ちを大切に、当事者活動を日常的に支援します

(1) サークル活動を支援します。

- 本人の生活環境においては同じ趣味・趣向を持った仲間と知り合う機会が無かった利用者が、多くの当事者が集まる生活支援センターで仲間と出会い趣味を楽しみ交流を深める場づくりとして、サークルづくりから運営に関しての支援を行います。
- 平成17年3月の「磯子区精神保健ニーズ調査」のヒアリング結果においても、サークル活動への支援に期待が寄せられています。

(2) 既存の当事者活動団体や生活支援センターをはじめとする他施設との交流会を実施し、利用者同士の交流を深め当事者活動に対する意識を高めます。

- 横浜市生活支援センター連絡会を通じて他区生活支援センターとの交流会を実施します。
- 川崎市や県域、そして東京都内の生活支援センターとの交流会を実施します。
- 横浜市精神障害者生活支援連合会のピアサポート研修に利用者を積極的に派遣し、当事者活動への理解を深めます。

＜⑤ 地域における精神障害者との交流の機会の提供＞

1 ボランティアの育成とその活動・交流を支援します

(1) 生活支援センターの地域交流におけるボランティアの重要性

- 精神障害者と市民の交流を実現するためには、単なる交流の場の提供だけではなく、生活支援センターで行われる行事やサークルなどの活動にボランティアを導入していくことが重要です。
- 磯子区では以前よりボランティア団体（「精ボ連」）が積極的に活動を行っていますが、若い世代のボランティア活動への参入が課題となっています。
- 磯子区生活支援センターと合築で事業を実施している地域ケアプラザとの連携で、幅広いボランティア等の支援者を受け入れることが可能です。

(2) 具体的な取り組み

- 区内の関係機関（区福祉保健センター、区社協、地域作業所、グループホーム、医療機関、地域活動ホーム、地域ケアプラザ、ボランティア団体等）の協力を得て「精神保健福祉ボランティア講座」を開催し、ボランティア養成に取り組みます。
- 行事実施や事務局設置など、ボランティア団体の活動拠点を提供します。
- 調理や訪問、話し相手などの具体的な場面で、積極的にボランティアを導入します。

2 近隣住民とのふれあいの場をつくります

(1) 精神障害者の社会参加のために

- 地域住民との日常的な交流が、精神保健福祉についての普及啓発活動につながることを期待できます。
- 地域での支援者が施設を有効に利用し、情報交換や顔の見える関係を作る場として活用します

(2) 具体的な取り組み

- 利用者のプライバシーに配慮しつつ、近隣住民の方々にも自由に館内を利用していただきます。
- 近隣町内会との協力体制を確立し、地域との交流を深めます。
- 生活支援センターにおける行事のいくつかを、地域の行事として位置づけ、地域関係機関と共同で開催します。
- 近隣住民から不要となったリサイクル品を引き取り、必要とする利用者に提供します。
- 磯子区生活支援センター運営連絡会について、町内会などを通じて地域住民に委員となっていただき、センターの運営に協力をお願いします。

3 次世代に対する精神保健福祉の普及啓発に努めます

(1) 小中学校の体験学習を積極的に受け入れます

- 現在においても社会的偏見と理解の不足によって困難な生活を余儀なくされている精神障害者にとって、若い世代に対する精神保健福祉の普及啓発は重要課題です。そこで横浜市内の小中学校で実施されている、体験学習を積極的に受け入れ、精神障害者とのふれあいの場をつくります。

(2) 精神保健福祉士等の実習生を積極的に受け入れ、養成に協力します。

- 今後の精神保健福祉サービスを担う、精神保健福祉士等の専門職の養成についても、実習や研修を積極的に受け入れ、実戦経験にもとづいた指導を行います。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

＜⑥ 精神障害者の家族の日常生活に関する相談及び家族間の交流に対する支援＞

1 ご家族のための相談や講座を実施し、支援と情報提供を行います

(1) ご家族の抱える課題

- 疾病や障害についての知識や対応について知る機会が少ない。
- 本人の生活を支えている負担が、経済的にも社会的にも大きい。
- 特に「親亡き後」の不安を抱えるご家族が多い。
- ご家族の持つ悩みや不安を受け止め、支える場が少ない。

→ **ご家族に対して、精神障害に関する情報提供と家族間の交流の場が必要です。**

(2) ご家族からの相談に積極的に応じます。

- 生活支援センター開館時間中は、通常の利用者からの相談と同様に、ご家族からの相談に対応します。
- ご家族の抱える課題や不安を受け止め、適切な情報提供をします。

(3) ご家族ための講座を開催します

- 磯子区福祉保健センターと区家族会「なぎさ会」と連携して、家族講座及び心理教育プログラムを開催します。すでに平成17年度において、神奈川区生活支援センターの職員・利用者が家族教室の講師として、講演が予定されているなど、実績を積んでいます。
- 実施テーマについては、ご家族へのニーズ調査をもとに、区福祉保健センターや区家族会と検討して決定します。
- 講座終了後は意見交換の場を設けてご家族同士の交流や支え合いを支援します。

2 ご家族にとっての活動拠点を目指します

(1) ご家族のための交流と活動の場をつくります

- 区家族会の定例会に参加し、ご家族が抱える課題や生活支援センターや地域の事業についての要望の把握に努めます。また、定例会を生活支援センターにて開催することも可能です。
- 区家族会の意向を伺いながら、ご家族による相談活動を実施し、気軽に相談ができる場の無いご家族に対する支援と情報提供を行います。
- 生活支援センター内に交流スペースを作り、日常的にご家族が集い支えあう場面を作ります。
- ご家族が交流スペースの利用によって自宅での接触時間を減らすことができ、トラブル発生時にはレスパイト的機能を果たすことができます。

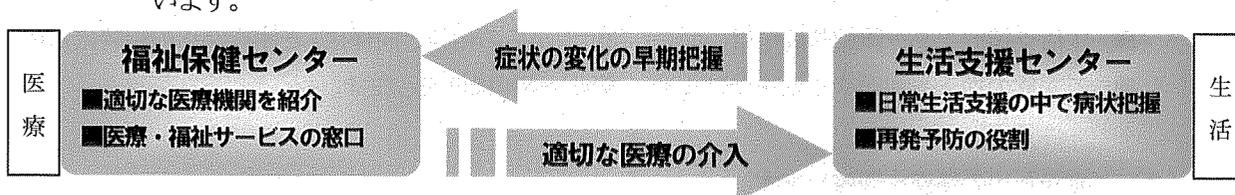
→ **これらの事業によって、日常的な生活支援センターとご家族との連携を図り、ご家族同士が支えあい交流する場となることを目指します。**

<⑦ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業>

1 区との連携と事業の共同実施

(1) 区との連携を深め、各種事業を共同実施します。

- 磯子区生活支援センターにおいては、横浜市総合保健医療センター生活訓練施設との連携で、社会的入院患者の退院促進を重点課題としていますが、退院後地域生活を継続していくためには、地域における再発予防への取り組みが重要となるのは明かです。
 - 区・横浜市こころの健康相談センターとの連携によって、「再発予防講座」を実施します。
- 病状悪化時等の危機介入について早期介入が可能となるような体制づくりをすすめます。
 - それぞれの機能を活かした相互補完の体制を目指します。また、個人情報への配慮を十分に行います。



- 区福祉保健センターが実施する生活教室の企画について協力します。
 - プログラム企画立案にも協力し、月1回程度生活支援センターで生活教室を開催します。

2 ホームヘルパーとの連携と協働をすすめます

(1) ヘルパー連絡会を開催します。

- 磯子区では過去にヘルパー事業所が1か所、事業展開していましたが、現在はその事業所も撤退し、区内のヘルパー事業所は皆無となっています。そのため、磯子区のホームヘルパー利用者は、港南区・南区・金沢区・中区といった近隣区の事業所からヘルパー派遣を受けている状況です。
- そのため、区内のホームヘルプサービスに対するニーズ把握や区内関係機関との連携が取りづらい状況となっています。

(2) 具体的な取り組み

- ホームヘルパー連絡会を開催し、ヘルパー事業所が抱える課題や把握された利用者のニーズを共有化し、事業所間の連携強化とサービスの向上を図ります。

3 他障害者施設との連携を深めます

(1) 障害者自立支援法の施行と磯子区のサービス整備状況に即した連携を目指します。

- 磯子区においては、磯子区生活支援センターから公共交通機関利用15分圏内に、横浜市南部障害者就労援助センターと法人型地域活動ホームが整備されています。この立地条件を活かし、障害者自立支援法施行後の障害福祉サービスの一元化を、有効に活用できるように連携を深めます。

(2) 具体的な取り組み

- 現在、区主催で実施されている地域生活支援会議に参加し、連携を深めます。また、新法施行後は地域自立支援協議会の実施に協力します。
- 横浜市の施策動向に配慮しつつ、それぞれの施設の持つサービスを利用者の状況に合わせて、有効に活用できる体制を目指します。

開館時間などの提案、休館日の設定の考え方

1 開館時間

(1) 当財団運営の神奈川区生活支援センターでのサービス提供時間（9時から21時）の状況

- 既存の精神保健福祉関係機関が業務を終了してからもサービス提供できます。
- 朝9時については、既存の精神保健福祉関係機関の業務開始時間とほぼ同一のため連携が取りやすい。
- 午前中から利用している利用者も多数存在していることから、その必要性に貢献できています。

神奈川区生活支援センターにおける時間帯別来所人数・電話相談件数（1日平均）

時間帯	午前（9～12時）	午後（12～17時）	夜間（17～21時）
来所人数	18.9人(37.2%)	22.7人(44.8%)	9.1人(18.0%)
電話相談件数	11.3件(31.0%)	15.3件(41.9%)	9.9件(27.1%)

（平成16年「横浜市精神障害者生活支援センターあり方検討会報告書」より算出）

- 利用者に既に定着しており、職員の勤務体制にも負担増がありません。
 - しかし21時以降から翌9時までは、対応可能なサービスがほとんどない状態です。
 - いのちの電話（24時間）
 - こころの健康相談センター（22時00分まで）
- これらは今後、法人型地域活動ホームなどの他施設との連携で補完できる余地があります。

(2) 具体的な対応

- 以上のような利用状況や地域のサービス提供状況から判断して、磯子区においても、現状どおり9時から21時までの開館時間とします。

2 休館日

(1) 当財団が運営する神奈川区生活支援センターでの休館日（第1月曜日）の状況

- 施設のメンテナンスを実施しています。
- 生活支援センター職員の職員研修を実施し、職員の資質向上をはかっています。
- 神奈川区生活支援センターの休館日には、利用者の一部は保土ヶ谷区、港南区など他区の生活支援センターの利用をすすめており、多くの利用者が他区生活支援センターの利用に結びついています。

(2) 月1回の休館日を設けるメリット

- 施設のメンテナンスが十分にできることで、利用者の快適性と安全性を確保できます。
- 365日開館を希望する声もありますが、休館日を利用して職員全体での研修が実施でき、職員資質の向上に取り組むことが可能となっています。昨年度も神奈川県内だけでなく、埼玉県・千葉県など他県の社会復帰施設の視察や自主勉強会を実施し業務に反映させていることから、職員資質向上の機会の確保は必要です。よって月1回の休館日は利用者支援の面からも重要な機会と考えます。
- 他区生活支援センターを利用するきっかけができることで、単独施設での抱え込みを防ぎ、利用者にとって支援体制の拡大が期待できます。

(3) 具体的な対応

- 磯子区生活支援センターにおいても、月1回の休館日を設けることのメリットが大きいと考えます。
- 第2火曜日を休館日とし、休館日は、施設のメンテナンスと、職員研修を実施します。

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

職員の勤務体制と組織図

1 磯子区生活支援センターの職員勤務体制

(1) 勤務時間

- ・ 8時45分から21時30分の間を2交替（日勤、遅出）で勤務

勤務名	勤務時間	休憩時間	休息時間
日勤	8時45分から 17時15分まで	勤務時間の途中に45分 間を確保	勤務時間の途中に15分 間を確保
遅出	13時00分から 21時30分まで	同上	同上

(2) 勤務を要しない日

- ・ 常勤職員、常勤嘱託員、アルバイト職員は、週休2日及び国民の休日に相当する日数を総合保健医療センター長が定めます。
- ・ 非常勤嘱託員は、週休3日及び国民の休日に相当する日数を総合保健医療センター長が定めます。

(3) 休暇等

- ・ 財団法人横浜市総合保健医療財団の職員・嘱託員就業規程及び短時間労働者就業要綱により付与します。

(4) ローテーション【想定される勤務表別添】

- ・ 原則日勤2名、遅番2名によるローテーション（行事、会議等により3～4名配置）
- ・ 遅番職員が夕食調理を担当します。
- ・ 毎日13時30分から14時まで、職員のミーティングを行い、前日からの業務の引継ぎや利用者の状況や支援に対する情報交換、事例検討等を行います。
- ・ 職員全員の会議を月に1回、13時から16時で行い、施設運営に関する検討や支援に必要な情報の共有化を図ります。

時間 勤務者	9:00	12:00	13:00	17:00	21:00
日勤(A)	8:45		12:30	13:30 14:00	17:15
日勤(B)	8:45	11:30	12:30		17:15
遅番(A)			13:00	15:15	18:00 19:00 21:30
遅番(B)			13:00		19:00 20:00 21:30
当事者パート 職員(予定)				15:15	19:00

勤務時間  休憩・休息時間  職員ミーティング  調理・フロア対応 

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

想定される、磯子区生活支援センター勤務表(2006年11月)

□…日勤、△…遅出、休…公休、/…代休、年…年休、半…半休、出…出張、研…研修、夏…夏休

日	【祝日】										【祝日】										日勤数	遅出数										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
摘要			卓球大会 ふれあい バザー		映画会			支援センター 連絡会		退院相談			休館日	係会議		薬剤師 初任研修 区立支援 会議	就労支援 ネット ワーク	映画会			22 運営 連絡会		就労 相談 研修 委員会			就労 ミー ティ ング サー クル			30 P C 教室			
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
施設長	yccc				休	/		yccc			△	休	/	/	yccc		△	休	/		yccc		/		/		/		yccc	/	18	2
常勤職員(A)	△		休	△	休		△	/		△	休	△	/	/		△	休	△			△	休	△	△	休			/	△	9	11	
常勤職員(B)		△		休	△	△	/		△	△	休	△	/	/		△	休	休	休	△	/		△	△	休			/	△	9	11	
常勤職員(C)	△	/	△				△	/	△	休	△		△	/	△		休		△	△	/	休		休		△	△	/	△	9	11	
非常勤嘱託員(A)	/	△	△	休	休		△	/		休	△		/	/	△	△	休		/	△		△	休	休	△	/	/	△	△	7	10	
非常勤嘱託員(B)	△	/	休	△	△	/		△	/	休		△	/	/	△	/	△		/	/		休		休	△	△	△	/	△	7	10	
非常勤嘱託員(C)	/	△	△	休	△	/		△	休	休		△	/	△	/	休	△	△	/	△	/		休	△	/	/	/		△	7	10	
アルバイト職員	/		休		△	△	休	/	△	△	休		/		/				△	△	/	△	△	△	休	△	/	△	9	11		
パート(A)	○	○	○					○	○	○					○	○	○					○	○	○					○	○		
パート(B)				○	○						○	○					○	○						○	○							
パート(C)					○	○						○								○	○						○	○				
嘱託医師			A	B								A											A									
日勤者数	2	3	2	3	2	3	4	3	2	2	2	2	0	5	3	3	2	3	2	2	3	3	2	3	3	2	3	2	2			
遅出者数	3	3	3	2	3	2	3	2	3	3	3	3	0	3	2	2	3	2	3	3	2	2	3	2	2	3	2	3	3		11月	

想定される、磯子区生活支援センター勤務表(2006年12月)

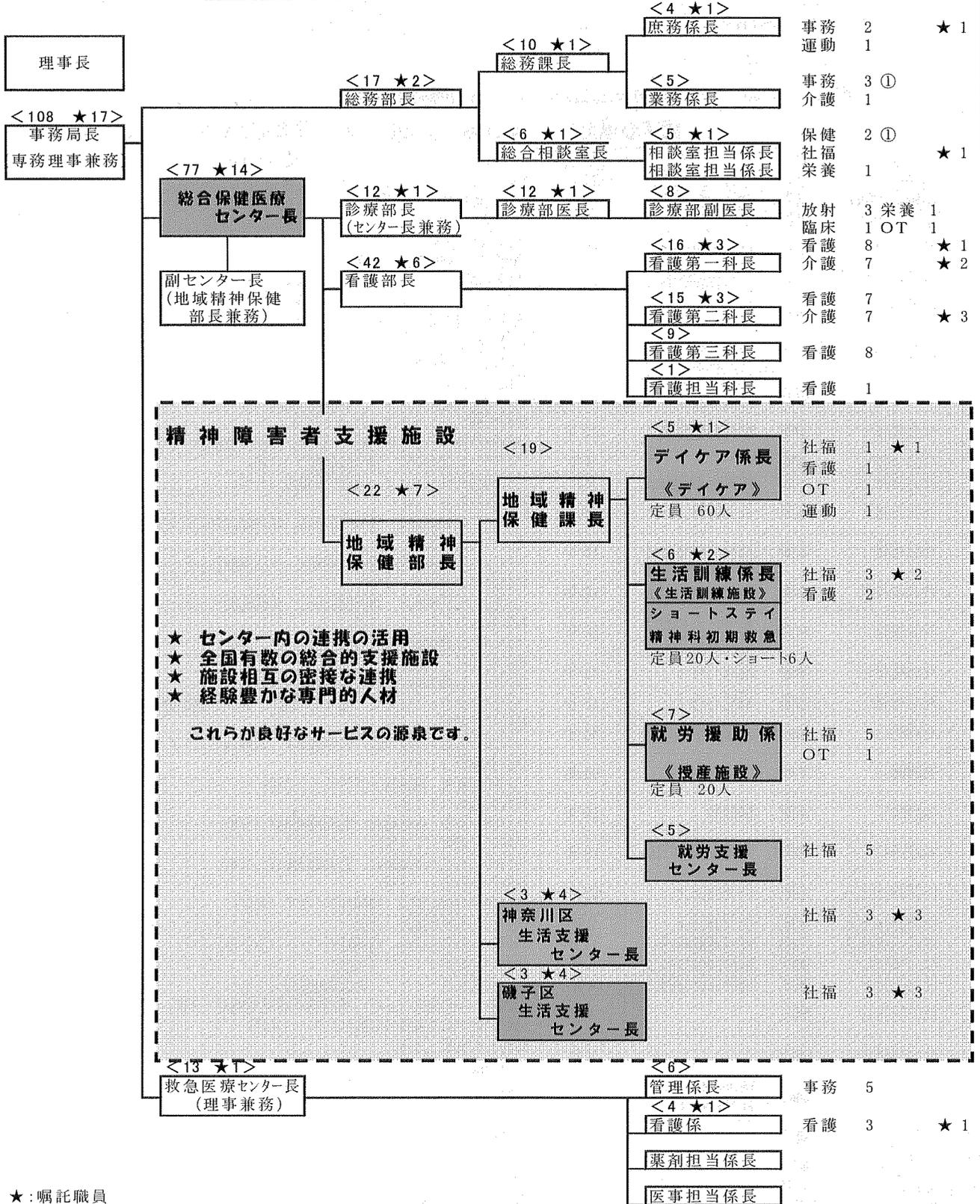
□…日勤、△…遅出、休…公休、/…代休、年…年休、半…半休、出…出張、研…研修、夏…夏休

日	【祝日】																															日勤数	遅出数	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
摘要	P C 年 賀 状				係 会 議			P C 講 座		就 労 講 座	休 館 日		関 係 機 関 連 絡 会		ク リ ス マ ス 会			就 労 S T	安 全 委 員 会 看 護 校 実 習		就 労 相 談			就 労 ミ ー テ ィ ン グ						31 大 晦 日				
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
施設長		/	△			yccc			休	休	/	/	yccc			△	/	/	yccc		休	△		/	yccc		休	休		休	休	17	3	
常勤職員(A)	△	/	△	年	/	/		△	職	/	/	△	△		休	△	△	/	/		△	△	休	△	△	/	△	△	/	△	休	10	10	
常勤職員(B)		/	休	△	△		△	△	/	/	△	/			休	△		△	/	△	/		△	休	/	△	/	△	/	△	休	10	10	
常勤職員(C)		△	休		△	△	/	/	休		/	/	△	/	△	休		/	△	△	休		△	△	休		△	/	△	△	10	10		
非常勤嘱託員(A)	休		休	△	△	△	/	休	休		/	△		休	△	休		/	△	休	休	△	休	△	休	/	/	休	△	△	8	8		
非常勤嘱託員(B)	△	休			/	△	休	休		△	/	/	/	△	休		/	△	/	/		休	休		△	/	△	△	休	休	8	8		
非常勤嘱託員(C)	休	△		休	年	休	△	△	休	/	/	△		休	/	/	△	△	休	休		△	△	休		△	/	△	休	休	8	8		
アルバイト職員	/		△	△		△	△	休	△	△	/	/	/	/	△	△		/	△		/	△		休	/	休	/	休	△	△	10	10		
パート(A)	○				○	○	○				○	○	○						○	○	○						○	○	○					
パート(B)		○	○					○	○						○	○							○	○							○	○		
パート(C)			○	○						○								○	○						○	○								
嘱託医師	A		B							A															A									
日勤者数	3	2	2	3	5	3	3	2	2	2	0	3	2	3	3	2	3	2	3	3	3	2	3	3	2	3	3	2	3	2	2			
遅出者数	2	2	3	3	3	2	2	2	2	3	2	0	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3		12月	

職員の勤務体制と組織図

2 組織図

横浜市総合保健医療財団組織図 (平成18.1.1現在)



★:嘱託職員

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

1 当財団精神障害者支援施設の職員

磯子区生活支援センターの職員は当財団の精神保健福祉専門職員(下表)の中から適材適所で配置します。多様な精神障害者支援施設や医療機関での勤務を経験した職員が大勢います。このような豊富な経験者を有する法人は市内では存在しません。

現在の専門職員……精神保健指定医3人 精神保健福祉士または社会福祉士15人

臨床心理士2人 看護師・保健師4人 作業療法士2人 など

職種	区分	資格	経験年数	経歴
精神科医師A	常勤	精神保健指定医	37年	病院精神科等(37年)
精神科医師B	常勤	精神保健指定医	17年	病院精神科等(17年)
精神科医師C	常勤	精神保健指定医	11年	病院精神科等(11年)
社会福祉A	常勤	精神保健福祉士	17年	生活保護更生施設(4年) 当財団生活訓練施設、生活支援センター、精神科デイケア(13年)
社会福祉B	常勤	精神保健福祉士	11年	当財団精神科デイケア、生活訓練施設(11年)
社会福祉C	常勤	精神保健福祉士	11年	病院医療ソーシャルワーカー、精神障害者援護寮(4年) 当財団生活支援センター、生活訓練施設(7年)
社会福祉D	常勤	精神保健福祉士 社会福祉士	7年	精神科デイケア(1年) 当財団生活訓練施設(6年)
社会福祉E	常勤	精神保健福祉士 社会福祉士	4年	病院ソーシャルワーカー(1年) 当財団生活支援センター、生活訓練施設(3年)
社会福祉F	常勤	精神保健福祉士	22年	病院医療ソーシャルワーカー(7年) 当財団精神科デイケア、総合相談室、通所授産施設(13年)
社会福祉G	常勤		8年	当財団生活訓練施設、通所授産施設(8年)
社会福祉H	常勤	精神保健福祉士	9年	当財団精神科デイケア、通所授産施設(9年)
社会福祉I	常勤	社会福祉士	19年	養護学校教諭(6年) 当財団生活訓練施設、通所授産施設、精神障害者就労支援センター(13年)
社会福祉J	常勤	精神保健福祉士	15年	老人ホーム(2年) 当財団生活訓練施設、通所授産施設、生活支援センター(13年)
社会福祉K	常勤	精神保健福祉士	16年	精神障害者援護寮(3年) 当財団生活訓練施設、通所授産施設、生活支援センター(13年)
社会福祉L	常勤	精神保健福祉士 社会福祉士	10年	特別養護老人ホーム(1年) 当財団生活訓練施設、生活支援センター(9年)
社会福祉M	常勤	臨床心理士	21年	病院精神科・保健所等(8年) 当財団生活訓練施設、通所授産施設(13年)
社会福祉N	常勤	臨床心理士	13年	当財団介護老人保健施設、通所授産施設、精神障害者就労支援センター(13年)
看護師A	常勤	介護支援専門員	34年	病院等看護師(21年) 当財団介護老人保健施設、総合相談室、精神科デイケア(13年)
看護師B	常勤		31年	病院看護師(18年) 当財団診療所、精神科デイケア(13年)
看護師C	常勤	保健師	19年	病院看護師(11年) 当財団介護老人保健施設、生活訓練施設(8年)
看護師D	常勤	介護支援専門員	15年	病院等看護師(13年) 当財団介護老人保健施設、生活訓練施設(2年)
作業療法士A	常勤	作業療法士	12年	病院作業療法士(4年) 当財団通所授産施設、精神科デイケア(8年)
作業療法士B	常勤	作業療法士	2年	当財団通所授産施設(2年)
運動指導員A	常勤	健康運動指導士	11年	当財団健康増進施設、精神科デイケア(11年)
社会福祉O	嘱託	精神保健福祉士	4年	当財団精神科デイケア(4年)
社会福祉P	嘱託	精神保健福祉士	1年	当財団精神科デイケア、生活訓練施設(1年)
社会福祉Q	嘱託		4年	介護老人保健施設(2年)、精神薄弱者更生施設(2年) 当財団精神障害者就労支援センター(4月)
社会福祉R	嘱託		3年	障害者作業所(3年) 当財団精神障害者就労支援センター(4月)
社会福祉S	嘱託	精神保健福祉士 社会福祉士	6年	当財団生活支援センター(6年)
社会福祉T	嘱託		4年	病院医療相談室(2年) 当財団生活支援センター(2年)
社会福祉U	嘱託		2年	当財団生活支援センター(2年)
事務A	常勤		20年	横浜市派遣社会福祉職
事務B	常勤		7年	横浜市退職者(福祉関係経験7年)

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

配置する職員の資格と業務分担及び研修計画

2 業務分担

配置職員	主な担当業務	
施設長	運営・施設管理全般を掌理	
常勤職員(A)	区役所等連携担当・家族会担当・他の担当に属さない事項	
常勤職員(B)	文書管理、施設管理等担当・退院促進担当・ヘルパー・訪看担当	
常勤職員(C)	庶務担当・就労支援担当・地域作業所・グループホーム連携担当	
非常勤職員(A)	サークル活動担当	
非常勤職員(B)	イベント等企画・広報担当	
非常勤職員(C)	リサイクル等担当	
パート職員	食事サービス担当・ピア相談担当	
全員対応業務	窓口業務	受付、利用料徴収等
	施設管理業務	ゴミ出し、洗濯、始業・終業点検
	相談業務	新規登録、生活相談、健康相談(主として有資格者が対応)
	夕食調理	施設長を除く全員ローテーションで担当(各日1名)

3 研修計画

(1) 対象者別研修

新採用職員研修・・・4月(事業概要説明、労務・給与、人権啓発等)

5月(各部門事業の詳細説明、介護老健施設及び社会復帰支援施設での体験実習)

新採用職員フォロー研修・・・10月(採用後約半年経過した職員を対象)

中堅職員研修・・・11月(採用後概ね5年以上の職員を対象)

(2) 分野別研修

危機管理に関する研修・・・2月(リスクマネジメントに関する基礎的研修)

管理職員研修・・・7月(係長、主任を対象)

人権研修・・・第1回6月～8月、第2回9月～11月、第3回2月(全職員対象)

不祥事防止研修・・・5月(全職員対象)

(3) 専門研修

適宜、外部の研修に参加

(4) その他研修

適宜実施(個人情報保護研修、支援センター職員交換研修)

法人名



財団法人 横浜市総合保健医療財団

(様式13)

収 支 予 算 書

(単位：千円)

【収入】

科 目	金 額	内 訳
指定管理料	46,500	
合 計	46,500	

【支出】

科 目	金 額	内 訳
人 件 費	37,970	
給与手当	21,140	正規職員3名
臨時雇賃金	16,620	嘱託4名 等
労務厚生費	210	
施設管理費	6,000	
運 営 費	2,530	
旅費交通費	90	
通信運搬費	315	電話料金、郵券
消耗品費	1,275	新聞購読、コピー機保守、備蓄食料等
消耗什器備品費	135	
印刷製本費	45	
賃借料	170	複写機リース等
委託費	90	パソコン講座
保険料	180	
諸謝金	170	
租税公課	10	
負担金支出	50	
合 計	46,500	

法人名	横浜市総合保健医療財団
-----	-------------

※予算額は公募要項にて示した額を上限とし、施設管理費については6,000千円としてください。